

○波佐見町建設工事の予定価格及び最低制限価格のランダム化に係る
事務処理要綱

平成28年3月31日告示第12号

改正

平成30年6月8日告示第29号

令和2年3月23日告示第15号

令和3年3月30日告示第27号

令和3年5月24日告示第49号

令和4年3月23日告示第26号

波佐見町建設工事の予定価格及び最低制限価格のランダム化に係る
事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、波佐見町が発注する建設工事及び工事関連業務委託等の入札の透明及び公正性の向上を図るため、波佐見町契約に関する規則（昭和39年6月1日規則第7号。以下「規則」という。）第7条に規定する予定価格及び第8条に規定する最低制限価格を2段階のランダム化により決定する事務処理手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 波佐見町が発注する建設工事及び建設関連業務委託のうち、競争入札に付するものを対象とする。

2 特に必要がある場合は、前項の規定によらず対象としないことができるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ランダム化とは、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数を使用して予定価格及び最低制限価格を算定する方法をいう。ただし、ランダム化は、消費税及び地方消費税の額を含めない価格に対して行うこととする。

(2) 2段階のランダム化とは、入札前にランダム化し、さらに入札日に公開でランダム化することをいう。

(3) 事前ランダム係数とは、入札前にランダム化するために使用する非公開のランダム係数をいう。

(4) 公開ランダム係数とは、開札会場において公開でランダム化するために使用するランダム係数をいう。

(5) 予定価格とは、予定基本価格に公開ランダム係数を乗じて求めた数値とする。

(6) 予定基本価格とは、設計金額に事前ランダム係数を乗じて求めた数値とする。

(7) 最低制限価格とは、最低制限基本価格に公開ランダム係数を乗じて求めた数値とする。

(8) 最低制限基本価格とは、別紙「最低制限基本価格の取り扱いについて」で算出した数値とする。

(予定価格調書の作成)

第4条 この要綱に基づき予定価格及び最低制限価格を決定するときは、あらかじめ、予定基本価格及び最低制限基本価格を決定し、予定基本価格調書(様式1)を作成しなければならない。ただし、入札会において、予定価格及び最低制限価格が公開ランダム化により決定した時点で、予定価格と最低制限価格を記入した予定価格調書(様式2)を作成するものとする。

2 予定基本価格を決定するための事前ランダム係数の変動範囲は、0.999以上1.000以下とする。

3 最低制限基本価格を決定するための事前ランダム係数の変動範囲は、1.000以上1.001以下とする。

4 消費税及び地方消費税の額を含まない予定基本価格に100円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げ、消費税及び地方消費税の額を含まない最低制限基本価格に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5 作成した予定基本価格調書は、町長の記名、押印のうえ封筒に封入し、鍵つき保管庫に保管しておくものとする。

(ランダム化等の告知)

第5条 この要綱に基づき予定価格及び最低制限価格を決定する場合には、波佐見町建設工事に関する入札執行事務処理要綱第3条に規定する入札執行通知の際に併せて告知するものとする。

(ランダム化の宣言及び実行)

第6条 入札執行者は、開札立会人に対して予定価格及び最低制限価格の決定に要するランダム化を行う旨を宣言した後に、パソコン操作によりランダム化を実行するものとする。

(予定価格の算出方法)

第7条 予定価格は、開札会場において、入札執行者が操作するパソコン等におけるランダム関数等に基づき算出された公開ランダム係数を予

定基本価格に乘じて算出するものとする。ただし、算出した額に100円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

2 前項で使用する公開ランダム係数の変動範囲は、0.999以上1.000以下とする。

3 予定価格の算出に必要な予定基本価格等は、開札時に入札執行者がランダム化するパソコンに入力するものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第8条 最低制限価格は、開札会場において、入札執行者が操作するパソコン等におけるランダム関数等に基づき算出された公開ランダム係数を最低制限基本価格に乘じて算出するものとする。ただし、算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項で使用する公開ランダム係数の変動範囲は、1.000以上1.010以下とする。

3 最低制限価格の算出に必要な最低制限基本価格は、開札時に入札執行者がランダム化するパソコンに入力するものとする。

(予定価格及び最低制限価格の決定)

第9条 入札執行者は、第7条及び第8条の規定に基づき算出された予定価格及び最低制限価格を予定価格調書に記載及び押印し決定するものとする。

(予定価格等の公表)

第10条 開札後、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）があるときは、予定価格及び最低制限価格を公表するものとし、入札が不調に終わり、落札者がいないときは予定価格及び最低制限価格の公表は行わないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、町が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月8日告示第29号)

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日告示第15号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第27号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和３年５月２４日告示第４９号）
この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２３日告示第２６号）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。